

特記仕様書

業務名：管路施設雨天時浸入水対策実施計画（中央処理区）策定業務

1. 契約方法の種類

契約は、総価契約による「委託契約」とする。

2. 総則

- (1) 本特記仕様書は、「管路施設雨天時浸入水対策実施計画（中央処理区）策定業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本特記仕様書に定めのない事項は、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。なお、「共通仕様書」、「下水道施設設計業務等共通仕様書」それぞれに重複する事項については、「下水道施設設計業務等共通仕様書」を優先する。本特記仕様書、「共通仕様書」、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、市監督員と協議の上、決定する。なお、上記については、契約時点での最新版を使用すること。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日までとする。

4. 履行場所

神戸市 中央処理区
別紙図参照

5. 管理技術者・照査技術者

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門）、又はRCCM（下水道）の資格保有者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

また、照査技術者についても、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門）、又はRCCM（下水道）のいずれかの資格を有していること。

6. 準拠すべき図書

本業務は、以下に示す図書に準拠すること。なお、準拠する図書は、契約時点での最新版を使用すること。

- (1) 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（神戸市）
- (2) 神戸市下水道施設設計業務等共通仕様書（神戸市）
- (3) 神戸市土木工事請負工事必携（神戸市）

- (4) 雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）
- (5) 下水道維持管理指針（社団法人 日本下水道協会）
- (6) 委託契約約款（神戸市）

7. 業務の背景・目的

(1) 背景

本市では、雨天時浸入水が多い地域の汚水管路施設の改築・修繕工事を進めることにより、雨天時浸入水を削減してきた。しかし、対策地域外での浸入水の増加、また、対策を実施した箇所でも管口処理部材の劣化等による浸入水の再流入が確認される等、近年は、処理区全体では雨天時浸入水が減少しない状況となっている。

(2) 目的

本業務は、汚水管路施設での雨天時浸入水発生源対策に特化した実施計画を策定するものである。

対象処理区は、本市で現在策定中の上位計画である神戸市公共下水道雨天時浸入水対策計画で雨天時浸入水発生源対策の優先順位が最も高い中央処理区とする。

なお、本業務の成果は、他処理区への展開を考えている。

8. 業務内容

(1) 既存資料の整理

貸与資料等をもとに中央処理区内の汚水管路施設の状況（本管・人孔調査結果、改築状況、ヒューム管・塩ビ管布設割合等）、過去に本市が実施した調査内容等を整理する。

なお、貸与を予定している資料は、本仕様書「13. 貸与図書・資料」に示す。

(2) 対策実施ブロックの設定

中央処理区全体をブロック分割後、(1)で整理した内容や事業管理（対策事業進捗管理、対策効果の把握）を勘案した複数の対策実施ブロックを設定する。

(3) 現状の把握

現状の雨天時浸入水状況を把握するための調査を行う。

なお、業務提案時想定した条件から大きな条件変更が生じる場合は、市監督員と設計変更の対象とするか協議の上決定する。

また、調査実施前に、「調査計画書」を作成し、市へ提出すること。

(4) 浸入水流入原因の推定

(1)の整理結果及び(3)の調査結果を基に、浸入水流入原因を推定する。

(5) ブロック毎の対策目標値・対策優先順位の設定

最も効率的に処理区全体の目標が達成できるように、(3)の調査結果、(4)で推定した浸入水流入原因及び施設状況をもとに、ブロックごとの対策目標値の設定、ブロックについて優先順位の設定を行う。処理区全体の目標（対策後）雨天時浸入水率は、別紙図に示している。

また、(2)～(5)の作業に関しては、必要に応じて、調査結果を受けてのブロックの

再設定・細分化、調査の再実施を行うこと。

(6) 対策手法の選定

浸入水流入箇所に応じた対策手法の選定を行う。なお、対策手法の選定にあたっては、管路が設置されている場所の特性、経済性、維持管理の容易性等を考慮すること。

(7) 概算事業費の算定

中央処理区の雨天時浸入水削減目標を達成するために必要な事業費を算定する。なお、事業費の算定にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・対策対象施設は、公共下水道とし、排水設備での対策は対象外とする
- ・浸入水流入原因を特定するための調査費用も計上する

また、併せて、5～10ヵ年程度の対策実施計画を策定する。

9. 安全衛生管理

(1) 一般事項

- 1) 労働災害、公衆災害、及び物件損害等の未然防止に努め、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生規則」及び「酸素欠乏症等防止規則」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。
- 2) 調査工程別に重点事項、実施細目を定めた安全衛生管理計画を作成し、工程別安全衛生管理表を調査計画書に添付すること。
- 3) 市監督員が安全衛生管理に関する議事録、及び届出書類の提出を求めた場合は、すみやかに応じること。

(2) 安全管理

- 1) 調査が他の工事と競合又は隣接する場合は、相互に協調を図り、安全管理に万全を期すこと。
- 2) 調査中は気象条件に十分注意を払い、豪雨、地震等の災害が発生した場合は直ちに対処できるよう必要な対策を講じておくこと。
- 3) 調査用器材は、交通及び保安上の障害とならないよう常に整理整頓しておくこと。
- 4) 酸素欠乏危険場所において作業する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、酸欠等の事故防止に努めること。

(3) 労働災害防止

- 1) 調査場所の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2) 作業中の喫煙及び裸火を禁止する。

(4) 交通安全対策

- 1) 機械器具設置場所付近における保安施設等を十分に配置すること。
- 2) 保安施設等の設置については、神戸市土木請負工事必携の「7. 道路工事現場における保安施設等の設置基準」の定めるところに基づくこと。
- 3) 道路使用許可条件に基づいて、必要な場合は警備員の適切な人員配置を行い、安全対策を実施すること。
- 4) やむを得ず一時的に作業場所を離れる場合は、マンホール蓋を閉じるなど安全を確保

すること。

(5) 物件損害の防止

- 1) 調査場所及びその周辺の地上・地下工作物、樹木等については、調査中これらに損傷・機能障害を与えないよう、防護等について管理者又は所有者と協議の上、必要な措置を講じること。
- 2) 調査中に前項の施設等に異常又は損傷が認められたときは、直ちに応急措置を講じるとともに施設等の管理者に、又は所有者及び市担当者に連絡して、その復旧等に努めること。

(6) 美しいまちづくり

路上喫煙による火傷や衣服の被害を防止し、美しいまちづくりをさらに進めるため「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（歩きたばこ禁止条例）」（平成20年4月1日）を施行している。調査場所においては、本条例の趣旨を十分理解し、美しいまちづくりに貢献する為、より一層調査場所内外の整理整頓、美化等に努めること。

(7) 緊急時の措置

事故発生時等における緊急活動が円滑に行えるよう、次の措置を講じること。

- 1) 各関係先への連絡体制の掌握
- 2) 必要な箇所への応急措置要領及び通報要領の提示及び作業関係者全員への周知徹底
- 3) 作業関係者全員への緊急時の措置訓練

10. 成果品

業務完了後、業務成果をとりまとめた報告書を提出すること。

報告書様式・電子データ内容については、市監督員と協議し、決定すること。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 電子データ 2部（正副1部ずつ）
- (3) その他市が必要と認めたもの

11. 電子納品

本業務は神戸市簡易版電子納品の対象業務とし「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）R3.4月」に基づいて作成するものとする。

12. 担保期間

完成検査合格日より12ヶ月とする。

13. 貸与図書・資料

本業務の実施にあたり、以下の図書・資料を貸与する。

- ・神戸市下水道台帳システムより抽出した管渠諸元データ、調査データ及び図形データ（電子データ）
- ・神戸市公共下水道雨天時浸入水対策計画策定業務報告書（令和2年度）

- ・鈴蘭台地区不明水削減効果解析業務委託調査報告書（平成 11 年度）
- ・汚水幹線流量調査報告書（平成 18～22 年度）
- ・不明水対策検討資料作成業務報告書（平成 21 年度）
- ・汚水管路施設流量等調査業務（平成 26 年度）
- ・長楽汚水幹線他流量調査業務報告書（令和元年度）
- ・AI による音響データを用いたポートアイランド処理区雨天時浸入水調査業務報告書
(令和 3 年度)
- ・画像・水位変換システムを用いたポートアイランド処理区雨天時浸入水調査業務報告書
(令和 3 年度)
- ・ポートアイランド処理区空港島地区雨天時人孔調査業務報告書（令和 3 年度）
- ・ポートアイランド処理区浸入水流入箇所特定調査業務報告書（令和 4 年度）
- ・管路施設の改築マニュアル【小口径管編】（平成 29 年度）
- ・汚水幹線修繕・改築マニュアル（案）（平成 30 年度）

なお、その他業務に必要な市所有の関係資料は市監督員と協議の上、貸与する。

また、市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。また、本業務で知り得た情報の一切を口外してはならない。

1 4. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施において第三者に損害を及ぼしたときは、受託者の責任をもって、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、市監督員と協議すること。
- (3) ウィークリースタンスの推進

本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、市と受託者の間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。

市と受託者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて市と受託者の間で取り組み内容を定めるものとする。

「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。

なお、チェックシートは下記の URL を参照。

URL:<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html>

- (4) 委託契約約款 第 7 条（随時検査）に基づき令和 5 年度内に中間検査を実施する。
- (5) 支払額限度及び前払い金の支出について
 - 1) 各会計年度における委託料の支払額の割合は、概ね次の通りとする。
令和 5 年度 70%

令和6年度 30%

- 2) 各会計年度の支払額は、契約書に示す。
- 3) 委託料のうち、令和5年度支払額を当該年度末に委託契約約款第4条第1項、第2項の検査を受けて請求することができる。
- 4) 委託契約約款第6条の2について、前金払を各会計年度、請求することができる。ただし、前会計年度末における支払いが前会計年度までの支払額に達しないときには、当該会計年度の前金払を請求することができない。

(1) 対象処理区 中央処理区

(2) 処理区面積 3,801 ha (事業計画面積)

(3) 污水管延長 891 km (令和3年度末値)

(4) 雨天時浸入水率

【日最大】

現況値 : 3.7% → 最終目標値 : 1.5%

【時間最大】

現況値 : 1.5% → 最終目標値 : 0.6%

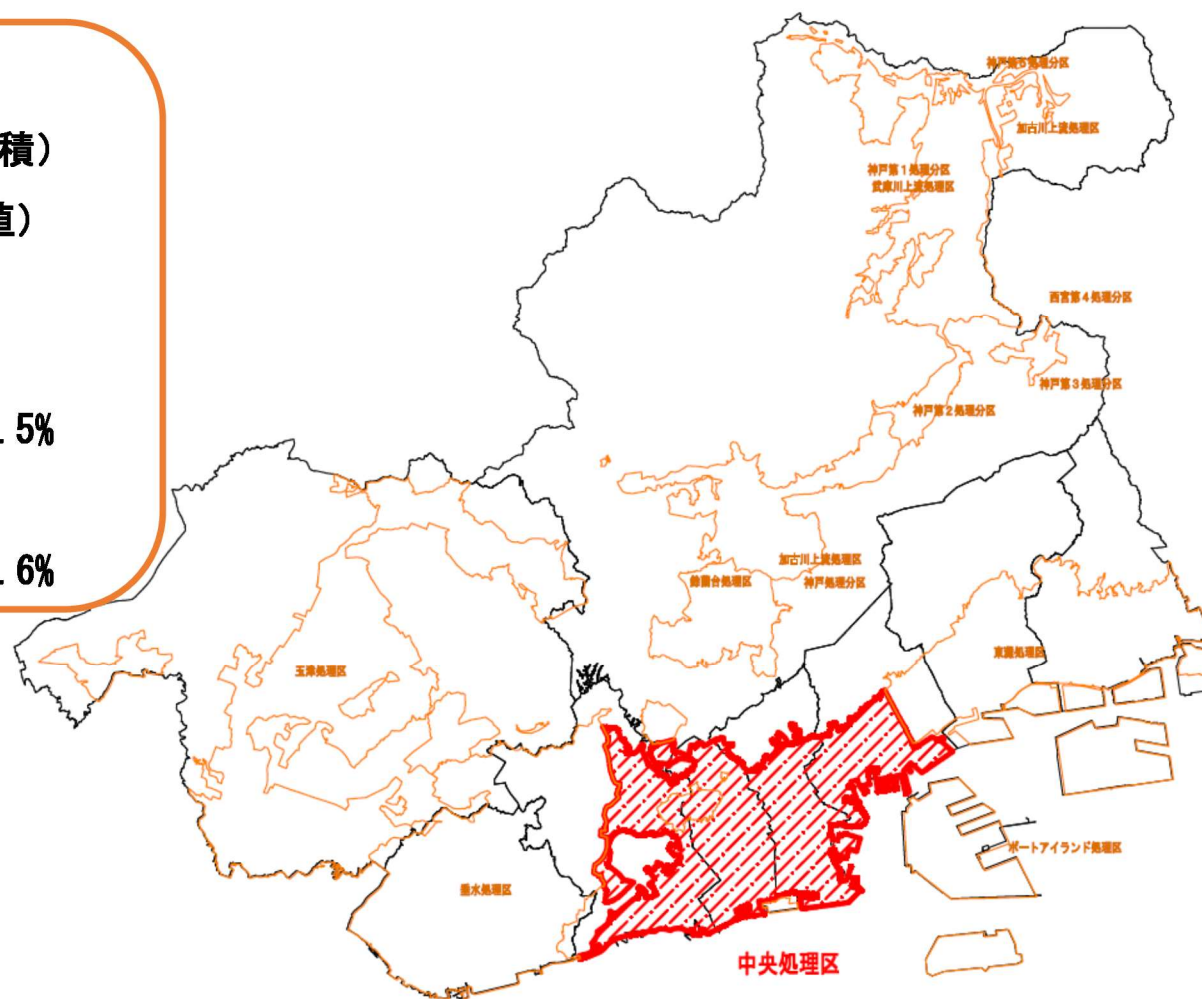


図 中央処理区位置図